平成２５年（フ）第４８１号
兵庫県加古郡播磨町南大中２丁目５番14号、最後の本店所在地兵庫県三木市大村188番地１
債務者　リサイクルショップゆうぎ堂こと　枡田　広幸
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４８６号
兵庫県姫路市田寺８丁目３番10号
債務者　菅原　眞澄
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　裕史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３１号
兵庫県西宮市安井町４番25号　フォレステージュ夙川206号
債務者　山本　康文
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
愛媛県新居浜市八幡３丁目10番46号
債務者　岡　　康之
１　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５３００号
大阪府茨木市末広町４番13号　コーポ桜ケ丘105号
債務者　村田喜一郎
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　良太
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３６０号
函館市本通２丁目13番24―306号　レジデンス本通
債務者　佐々木恵未
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９２号
山形県尾花沢市上町６丁目４番31号、前住所山形県東根市大林１丁目１番25―125号パール東根
債務者　中澤　範美
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０３号
山形市東青田５丁目８番18号　東青田ハイツ202号、前住所山形県長井市舟場13番１号
債務者　中華風レストラン饌慶こと　佐原　二男
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０４号
山形市東青田５丁目８番18号　東青田ハイツ202号、前住所山形県長井市舟場13番１号
債務者　佐原　豊子
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４４号
愛知県豊田市土橋町６丁目74番地１　ジョイフル土橋301号
債務者　藤田　基宏
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
岡山県倉敷市西阿知町985番地１　三ツ輪コーポＡ―４
債務者　山崎　一行
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市水島北春日町７番９号
債務者　浅野　君江
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
岡山県倉敷市中庄2405番地８
債務者　日下　雅美（旧姓越智）
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２３２号
札幌市北区北20条西４丁目２番７―302号
債務者　田脇　利枝
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５７号
北海道江別市幸町14番地の６　シャトー弥生101
債務者　高橋　温子（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７２号
北海道石狩市親船東３条１丁目40番地
債務者　黒川　俊行
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７８号
北海道恵庭市末広町129番地２　ラフィナート恵庭末広405号
債務者　藤枝　　浩
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部